

心配なのです



「社長への支援」制度は整っています
西暦2000年からの社福体制です

社長の認知症^秘戦略

認知症は法律行為時に無効！（民法第3条の2）

行為時に認知症だったか？「主治医」が居たか？

（お薦め）

軽度認知障害 MCI を患う社長の MCI 認知症が重度化したらどうしますか？

秘で病院精神科「掛かり付け」主治医の継続診療（記録）を！

（法律）

家庭裁判所が関係社の申請で「成年後見人」を付ける。

使い勝手は2024年早急に改善を協議中（留意が必要です）

（相続）

相続法（民法・相続税法）の埒外の「適法」な法定相続外の遺産承継の研究

相続は「社長の遺志（意思を育み、社長遺志で家業承継を法定します）。

抜本的な「節税」のため、「会社存続」のため、新相続研究が必須です。



的確なシューティング対処

会社社長の認知症問題は

既に「民法第3条の2」で、「認知症者の契約は元々無効」の規定を明文化しました。

司法上の保護政策

認知症患者に関して司法行政では、

病院の主治医が、医療面で「患者の心身保護」を担います。

法定成年後見人が、財産管理面で、「患者の財産保護」と担います。

(制度の「使い勝手」)

2024年現在「法の使い勝手」の改善として法改正を審議中で近々施行の見込み。

成年後見人に関しては、

- ① 一度任命されると生涯続き、担当者の変更ができない。
- ② 「本人の財産」は、「本人のみの財産」を保護する。

例えば、社長が株主でない一族の会社は保護の埒外とされるため、一族の会社成長戦略が機能しない状態に陥る。

認知症を患う確率

認知症の65歳越高齢社長数(以下(4)㊦の統計)から:

受療者20,000人; 不受療の認知症患者30~45万人

(以下は資料)

- (1) 後継者難の会社/65歳以上の高齢社長の事業所は、127 万社(中企庁)
- (2) うち実態が確実な個人・法人100万社の内訳で、法人は40%とすると、法人数は約40万社
- (3) 法人40万社の内訳で、黒字会社は50%とすると、黒字法人数は20万社(事業承継 M&A の対象)
- (4) 認知症社長数

㊦内閣府: (MCIを含む認知症730万人×1/10社長割合)×44.2%(6)認知症割合)≒社長32.3万人

認知症社長32.3万人×受領率6%≒社長19,000人(約2万人)

㊧ニッセイ基礎研の(7):

(認知症964万人×社長数1/10)×44.2%((6)認知症割合)≒社長数42.6万人

認知症社長42.6万人×受療率6%≒社長25,000人

㊨厚労省 (認知症472万人×社長数1/10)≒社長数47.2万人

認知症社長47.2万人×受領率6%≒社長28,000人

(5) 認知症の推計(内閣府/TV:2025年 730 万人 (20.6%))

(6) 厚労省の推計2022年, <https://www.mhlw.go.jp/content/001279920.pdf>

65歳上人口3600万人(A÷(A+B28%))=44.2%の内訳,

㊦認知症=472万人(13%), ㊧MCI=564 万人(15%)

旧財団法人型の創業 理事長家を狙う



正調が好きだから

スキームの基本

旧財団法人法・社団法人法は、新「一般社団法人・一般財団法人」に模様替えされている。

旧法の「甘さ」は無いが「私有財産を国有化し、国から財産管理を任される理事長家が非課税とされる創出利益の非課税と、所得税課税の創出利益に見合った理事給与で、創業家が「非課税公益法人」を企画できれば、公私共に社会に貢献できる。

以て創業家の理事(役員)は、安泰な利益創出ができる限り、社会貢献を前提として、安泰な生活を享受できる。

2024年10月25

文責：アアクス税理士事務所(代表:堂上孝生どうがみたかお)

事務所所在地: 136-0061 東京都江東区豊洲5丁目5番1-3001号

☎ 03-5548-6007(窓口山本努/堂上どうがみが折り返し☎します)

e-Mail: dogami@taxes.jp, Web: <http://etax.tokyo/>

(特徴)

バトンズ「家業承継」相談所@月島

※ バトンズ株式会社 M&A パートナー/登録上級 DD 調査員(東証プライム/日本 M&A センター関係会社)

※ 「社長の認知症[®]対策」<http://認知症.net/>

※ 税理士堂上孝生は法定成年後見人候補(東京家裁「候補者リスト」掲載)

(参考)

取扱業務:相続/クラウド決算申告/丸投げ経理代行

関係会社: アアクス会計株式会社(一切の士業業務は各々提携士業の方が行います)

本店所在地: 105-0021 東京都中央区月島2丁目10番1-2311号

詳細解説: <http://相続.tokyo/>, 税理士紹介: <http://税理士.top/>